軽自動車税（種別割）のしおり

軽自動車税（種別割）は、<u>４月１日現在の登録名義人</u>である所有者に課税されます。納税通知書に、車種・標識番号が表示してありますのでご確認ください。
（※４月２日以降に廃車手続きをした場合、令和４年度は課税となります。）

《原動機付自転車および二輪車等》

車種区分		税率（年額）
原動機付自転車	50cc以下	2,000円
	50cc超90cc以下	2,000円
	90cc超125cc以下	2,400円
	ミニカー	3,700円
小型特殊自動車	農耕作業用のもの	2,400円
	その他のもの	5,900円
二輪の軽自動車（125cc超250cc以下）		3,600円
二輪の軽自動車（250cc超）		6,000円

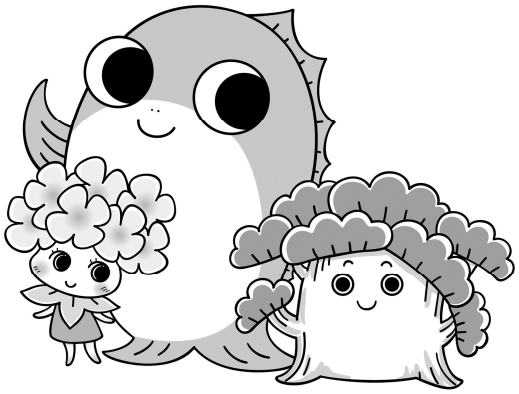

《三輪および四輪以上の軽自動車》

車種区分			税率（年額）		
			平成27年3月31日以前の登録車両	平成27年4月1日以降の登録車両	新規登録後13年を経過した車両
三輪			3,100円	3,900円	4,600円
四輪以上	乗用	営業用	5,500円	6,900円	8,200円
		自家用	7,200円	10,800円	12,900円
	貨物用	営業用	3,000円	3,800円	4,500円
		自家用	4,000円	5,000円	6,000円

《軽自動車税の軽課（グリーン化特例）》

令和３年４月１日から令和５年３月３１日までに最初の新規検査を受けた三輪および四輪以上の軽自動車で、一定の環境性能を有するものは、購入の翌年度の軽自動車税に適用。【適用延長】

車種区分			税率（年額）		
			（A）	（B）	（C）
三輪			1,000 円	(営業用のみ)2,000 円	(営業用のみ)3,000 円
四輪以上	乗用	営業用	1,800 円	3,500 円	5,200 円
		自家用	2,700 円	適用なし	適用なし
	貨物用	営業用	1,000 円		
		自家用	1,300 円		

グリーン化特例の基準				
(A)	電気自動車･天然ガス軽自動車（平成 30 年排出ガス規制に適合、または平成 21 年排出ガス 10%低減）			
(B)	乗用	平成 17 年排出ガス基準 75%低減達成（★★★★）	＋	令和 12 年度燃費基準＋90%達成車
	貨物用	または、平成 30 年排出ガス基準 50%低減達成	＋	令和2年度燃費基準達成車
(C)	乗用	平成 17 年排出ガス基準 75%低減達成（★★★★）	＋	令和 12 年度燃費基準＋70%達成車
	貨物用	または、平成 30 年排出ガス基準 50%低減達成	＋	令和2年度燃費基準達成車

◎　次のような方は必ず手続きをしてください

・住所（定置場）が変わった方　・車両を譲渡した方　・所有者が死亡している場合（名義変更）

《車種別取扱い窓口》

	車種	取扱窓口	手続きに必要なもの
鴨川市ナンバー	・原付バイク(125 cc以下) ・ミニカー ・小型特殊(農耕用・その他)	○鴨川市役所　企画総務部 税務課市民税係 ○天津小湊支所 ○吉尾・江見・小湊各出張所	・ナンバープレート ・標識交付証明書 ・印鑑 ・届出人の本人確認書類
袖ケ浦ナンバー	・軽自動車	袖ヶ浦軽自動車検査協会 ℡ 050(3816)3116	各取扱窓口へ お問い合わせください
	・軽二輪・小型二輪車 （125 ccを超えるバイク）	袖ヶ浦自動車検査登録事務所 ℡ 050(5540)2025	

※ナンバープレートを紛失している方は、あらかじめ取扱窓口に手続き方法をお問い合わせください。

《所有者が転出先で使用している場合》

鴨川市ナンバー	袖ヶ浦ナンバー
※転出先の市区町村へ次のものを持参し、新しいナンバープレートの交付を受けてください。 ・鴨川市のナンバープレート ・標識交付証明書 ・印鑑 ※なお、取扱いしていない市区町村もありますので、転出先の役所(役場)にお問い合わせください。	※各取扱窓口へお問い合わせください ・袖ヶ浦軽自動車検査協会 ・袖ヶ浦自動車検査登録事務所

・盗難にあった場合は、警察へ届出をし、各取扱窓口へご連絡ください。

・身体障害者等が所有（生計を一にする者を含む）する軽自動車等（原付を含む）は、軽自動車税が減免になる場合があります。減免申請は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、郵送でも受け付けします。
新規に申請される方で、申請書等が必要な場合は下記市民税係へご連絡ください。天津小湊支所・出張所等では新規の減免申請は受付できません。
申請期限は、令和４年５月２４日（火）です。

・減免を受ける方は、福祉タクシー利用券の申請をすることができません。

◎口座振替により納税される方へ

口座振替をご利用いただくと、ご指定の金融機関の口座から納期限の日に自動振替で納税できます。

口座振替により納税された方には、６月中旬頃、軽自動車税納税証明書（継続検査用）を送付します。令和５年６月 20 日まで有効の証明書となりますので、それまでの間に受ける継続検査の際にご利用いただけます。

なお、お急ぎの方は、振替納税したことが分かる書類（通帳の写しなど）をご持参のうえ市役所等で申請いただくことにより、証明書の即日発行が受けられます。詳しくは、下記納税推進室までお問い合わせください。

（お問い合わせ）〒296-8601　千葉県鴨川市横渚 1450 番地
鴨川市役所　企画総務部税務課　市民税係、納税推進室
TEL　04（7093）7832　【税務課直通】